



2019-20(令和元-02)年度
横浜緑ロータリークラブ 活動計画書



ROTARY CONNECTS THE WORLD

2019-20 年度 国際ロータリー会長
マーク・ダニエル・マローニー Mark Daniel Maloney

第 2590 地区ガバナー 轟 淳次

横浜緑ロータリークラブ 会長 小泉 豊

第2590地区
Rotary
横浜緑ロータリークラブ



2019-20(令和元-02)年度
横浜緑ロータリークラブ 活動計画書



2019-20 年度 国際ロータリー会長
マーク・ダニエル・マローニー Mark Daniel Maloney



2019-20 年度 第 2590 地区ガバナー
轟 淳次 (川崎マリーン RC)

2019-20年度 横浜緑ロータリークラブ 活動計画書

委 員 会 名	Page
横浜緑ロータリークラブ組織表	1
会長	2
幹事	
クラブ概況報告	3
活動計画	7
S.A.A.	7
会計	7
2018-19年度予算表	8
2018-19年度予算集計表	11
クラブ奉仕委員会	
クラブ奉仕委員会	12
クラブ戦略計画委員会	12
クラブ研修・広報・会報委員会	13
出席委員会	13
職業分類・会員選考委員会	13
2018-19年度充填・未充填職業分類表	14
親睦活動委員会	19
雑誌委員会	20
会員増強委員会	20
プログラム委員会	21
年間プログラム表	22
職業奉仕委員会	24
社会奉仕委員会	24
国際奉仕委員会	
国際奉仕委員会	25
ロータリー財団委員会	26
米山記念奨学委員会	26
青少年奉仕委員会	
青少年奉仕委員会	27
インターアクト・RYLA委員会	28
R.I関係事務所アドレス	29
ロータリークラブ定款	30
横浜緑ロータリークラブ・クラブ細則	42
横浜緑ロータリークラブ・慶弔規程	57

横浜緑ロータリークラブ組織表

2019-20年度(令和元-02年度)



(* 理事会)

1 理 事 * 河原 裕典 * 大野 富生 * 内倉 和子 * 浅井 優子 * 下中 英輝

2 役 員

会 長	* 小泉 豊	副 会 長	* 舟橋 金之介 (会長エレクト・会計監査)			
		副 会 長	* 井上 幸治 (直前会長・会計監査)			
幹 事	* 秋山 光正	副 幹 事	露木 健造	平田 恵介	加藤 浩介	
S . A . A	* 武藤 泰典	副 S.A.A	齊藤 清紀	加藤 浩介	高山 卓也	
会 計	* 露木 健造	副 会 計	清水 裕之	安田 有利		

3 委 員 会 (◎ 委員長 ○ 副委員長 ・ 委員)

A ク ラ ブ 奉 仕 委 員 会	◎ 河原 裕典	○ 井藤 昭宏	・ 清水 裕之	・ 村松 勇治
			・ 露木 健造	・ 齊藤 清紀
			・ 平田 恵介	・ 日向 誓子
			・ 北原 弘文	
1. クラブ 戦 略 計 画 委 員 会	◎ 清水 裕之	○ 齊藤 清紀	・ 大地 哲郎	・ 北原 弘文
2. クラブ研修・広報・会報委員会	◎ 村松 勇治	○ 浅井 優子	・ 内倉 和子	・ 高山 卓也
3. 出 席 委 員 会	◎ 露木 健造	○ 大地 哲郎	・ 若山 誉	・ 齊藤 清紀
4. 職業分類・会員選考委員会	◎ 齊藤 清紀	○ 加藤 喜夫	・ 森 一誠	・ 井上 幸治
5. 親 睦 活 動 委 員 会	◎ 平田 恵介	○ 下中 英輝	・ 清水 裕之	・ 浅井 優子
			・ 工藤 公仁	・ 篠田 正道
			・ 高山 卓也	・ 飯代 努
6. 雑 誌 委 員 会	◎ 日向 誓子	○ 森 一誠	・ 加藤 浩介	・ 浅井 優子
7. 会 員 増 強 委 員 会	◎ 井藤 昭宏	○ 若山 誉	・ (会員全員)	
8. プ ロ グ ラ ム 委 員 会	◎ 北原 弘文	○ 清水 裕之	・ 篠田 正道	・ 加藤 浩介
B 職 業 奉 仕 委 員 会	◎ 大野 富生	○ 大地 哲郎	・ 加藤 喜夫	・ 武藤 泰典
C 社 会 奉 仕 委 員 会	◎ 内倉 和子	○ 河原 裕典	・ 北原 弘文	・ 田中 孝
D 国 際 奉 仕 委 員 会	◎ 浅井 優子	○ 若山 誉	・ 安田 有利	・ 工藤 公仁
1. ローター財団委員会	◎ 若山 誉	○ 武藤 泰典	・ 大地 哲郎	・ 飯代 努
2. 米 山 記 念 奨 学 委 員 会	◎ 安田 有利	○ 田中 孝	・ 若山 誉	・ 篠田 正道
E 青 少 年 奉 仕 委 員 会	◎ 下中 英輝	○ 加藤 浩介	・ 日向 誓子	・ 高山 卓也
1. インターアクト・RYLA委員会	◎ 加藤 浩介	○ 下中 英輝	・ 北原 弘文	

4 事 務 局 株式会社 NFC (事務局員:小野 琢恵)

米山カウンセラー

第 2590 地 区 役 員 ・ 委 員
内倉 和子

会長活動計画



会長 小泉 豊

副会長：舟橋 金之介（会長エレクト・会計監査）
井上 幸治（直前会長・会計監査）

今年度の会長を仰せつかった小泉です。創立50周年という節目の年にあたり、身の引き締まる思いでございます。ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

2019-20 年度マーク・ダニエル・マローニーRI 会長のテーマは『ロータリーは世界をつなぐ』です。

RI 会長方針

1. ロータリーを成長させること
2. 奉仕活動やプロジェクトのインパクトを成長させること
3. 会員を増やすこと、お互いの違いを超え深く、意義あるカタチで
⇒「人々は、つながる」ロータリーにおけるつながりは独特で他に類をみない
4. ロータリーがなければ出会うことがなかった人々
5. 職業上の機会
6. 私たちの支援を必要としている人たち⇒「つながる」をもたらしてくれる
7. 多様な会員から成る会員増強委員会を設立する
8. 現ロータリークラブとロータリーアクトクラブを活性化させる
9. ユニークなネットワークを駆使するロータリーは、人類の素晴らしい多様とつながり、共通の目的に於いて未永く続く「深い絆」
10. 世界は今まで以上に分断される時代に、世界中の会員をつなぐのはロータリー

第 2590 地区

2019-20 年度地区テーマは

『原点を忘れずに挑戦』～入りにて学び、出でて奉仕せよを実践しよう～ です

1. 改革の波を加速させ多様性のあるクラブづくりを目指しましょう。
2. 会員増強と会員維持に努めクラブを強化し、地区会員数を 2,100 名にしましょう。
3. 研修の意味を考えて取り組むと共に、活動・行事に参加しロータリーを知りましょう。
4. ロータリーをよりよく知ってもらい好循環を実現しましょう。
5. ロータリー財団プログラムの意義を理解し、寄付に協力しましょう。
 - 年次基金寄付：一人当たり 150USドル以上
 - 恒久基金寄付：クラブから 1 名以上
 - ポリオ・プラスへの寄付：一人当たり 30USドル以上
6. ロータリー米山記念事業の意義を理解し、寄付に協力しましょう。
 - 普通寄付：一人当たり 5,000 円以上
 - 特別寄付：一人当たり 20,000 円以上 合計一人当たり 25,000 円以上
7. マイロータリーに登録し、活用しましょう。
8. ロータリー賞に挑戦しましょう。

横浜緑ロータリークラブの方針

今期創立50周年を迎える横浜緑ロータリークラブの伝統を守り、積極的にロータリー活動を展開し、RI 会長方針・地区ガバナー方針に則り奉仕活動を行ってまいります。

1. 会員増強と会員維持 純増5名を目指します。
2. クラブの広報活動を活発にし、地域社会へのロータリークラブの PR に努める
3. 委員長だけの負担が多い委員会活動を全委員が積極的に活動するように努める。
4. 奉仕活動・親睦活動に全会員が積極的に参加し「絆」を深める。
5. 姉妹クラブ・友好クラブとの「絆」を深める。
6. 創立50周年記念事業を成功させる。

ク ラ ブ 概 況 報 告

幹 事： 秋山 光正
副幹事： 露木 健造 平田 恵介 加藤 浩介

クラブの概況

1. 名称区域及び所在地

(1) 名 称 横浜緑ロータリークラブ

(2) 地 域 横浜市 緑区・青葉区・都筑区

	総人口	世帯数	
緑 区	181,945	77,570	[2019(令和1)年6月1日 現在]
青 葉 区	310,127	129,089	[2019(令和1)年6月1日 現在]
都 筑 区	212,249	83,445	[2019(令和1)年6月1日 現在]
地 域 合 計	704,321	290,104	横浜市:「横浜人口ニュース(推計)」より

(3) 事 務 局 〒226-0016 横浜市緑区霧が丘2-12-1 (株)NFC内
Tel : 045-442-8091 Fax : 045-442-8092
Email : rc.office@rcmidori.org
URL : https://rcmidori.org/

(4) 例 会 場 〒227-0062 横浜市青葉区青葉台1-5-8
Tel : 045-985-2109 Fax : 045-985-2108
URL : http://www.hotel-aobadai-forum.com/

(5) 例 会 日 時 毎週水曜日 12時30分～13時30分

2. 創立

1970(昭和45)年 2月28日 創立総会(スポンサー・クラブ 横浜港北RC)
1970(昭和45)年 3月11日 RI正式加盟承認 特別代表 山崎 卯一
1970(昭和45)年12月13日 RI加盟 認証状伝達式
4クラブ合同(横浜港南・横浜瀬谷・横浜緑・横浜旭) 於:横浜文化体育館

付 記

所属地区は、当初第359地区。1974(昭和49)年7月、第359地区より山梨県・静岡県を区域とする第362地区が分割され、当地区は神奈川1県となりました。
1977(昭和52)年7月よりRIの地区変更により、第259地区となりました。
1991(平成3)年7月よりRIの地区変更により、第2590地区となりました。
2018(平成30)年7月より第2590地区のグループ編成変更により、第5北グループとなりました。

☆ チャーターメンバー(24名)

秋 田 茂	1980(昭55).02.20	退会	浜 田 淳 太 郎	1973(昭48).01.31	退会
石 川 治 道	1977(昭52).06.30	退会	細 辻 文 次	1972(昭47).06.28	退会
岩 崎 薫 正	1982(昭57).06.30	退会	岩 本 正 三	1988(昭63).07.08	退会
小 林 安 雄	1995(平07).06.30	退会	松 田 三 郎	1972(昭47).06.07	退会
小 峰 政 博	1973(昭48).10.20	相模原南RCへ	三 橋 英 一	1992(平04).03.21	死去
中 山 恒 三 郎	1985(昭60).04.24	退会	名 倉 健 二	1998(平10).12.30	名誉会員死去
柴 田 清	1973(昭48).04.04	退会	岡 本 健	2012(平24).02.03	死去
鈴 木 憲 一	1979(昭54).09.01	死去	志 田 宝	1972(昭47).01.29	退会
土 志 田 昭 吉	1979(昭54).08.29	退会	高 橋 正 文	1975(昭50).06.26	退会
足 立 英 一	1971(昭46).09.01	退会	富 永 力	1989(平01).12.30	退会
麻 生 和 衛	1979(昭54).12.26	退会	鵜 川 昇	2007(平19).11.28	死去
藤 森 茂	1972(昭47).04.05	退会	吉 田 晴 太 郎	1973(昭48).05.02	退会

3. 歴代会長・幹事 及び 会員数、出席率

年 度	会 長	幹 事	就 任 時 在籍会員数	年 間 平 均 出 席 率	備 考
創立時 ～1970(昭和45)	石 川 治 道	柴 田 清	24名	92.86%	設立から6月迄
1970(昭和45) ～1971(昭和46)	石 川 治 道	柴 田 清	24名	98.58%	
1971(昭和46) ～1972(昭和47)	秋 田 茂	三 澤 君 夫	41名	98.09%	
1972(昭和47) ～1973(昭和48)	小 林 安 雄	高 橋 正 文	40名	94.09%	
1973(昭和48) ～1974(昭和49)	加 藤 雅 光	名 倉 健 二	37名	98.40%	
1974(昭和49) ～1975(昭和50)	鵜 川 昇	山 下 栄 蔵	39名	97.67%	
1975(昭和50) ～1976(昭和51)	名 倉 健 二	武 藤 松 一	42名	97.38%	
1976(昭和51) ～1977(昭和52)	中 山 恒 三 郎	岩 沢 幸 男	47名	98.60%	
1977(昭和52) ～1978(昭和53)	三 澤 君 夫	岡 本 健	48名	98.82%	
1978(昭和53) ～1979(昭和54)	森 善 助	浜 田 勝 弥	47名	98.67%	
1979(昭和54) ～1980(昭和55)	山 下 栄 蔵	戸 田 裕 也	50名	98.74%	
1980(昭和55) ～1981(昭和56)	岡 本 健	代々木 和男	45名	99.33%	
1981(昭和56) ～1982(昭和57)	岩 沢 幸 男	中 林 靖	50名	99.18%	
1982(昭和57) ～1983(昭和58)	田 辺 政 雄	内 野 晃	48名	99.11%	
1983(昭和58) ～1984(昭和59)	武 藤 松 一	渡 辺 武	50名	97.86%	
1984(昭和59) ～1985(昭和60)	戸 田 裕 也	寺 崎 誠 三	45名	96.31%	
1985(昭和60) ～1986(昭和61)	田 沼 文 衛	岩 岡 正	45名	96.27%	
1986(昭和61) ～1987(昭和62)	中 林 靖	赤 柄 忠 昭	50名	97.83%	
1987(昭和62) ～1988(昭和63)	内 野 晃	藪 島 五 郎	51名	96.96%	
1988(昭和63) ～1989(平成1)	代々木 和男	遠 藤 真 作	53名	95.65%	
1989(平成1) ～1990(平成2)	藪 島 五 郎	幸 内 伸 雄	47名	94.68%	
1990(平成2) ～1991(平成3)	近 藤 襄	渡 辺 宏 未	50名	94.50%	
1991(平成3) ～1992(平成4)	幸 内 伸 雄	横 井 好 明	51名	91.92%	
1992(平成4) ～1993(平成5)	遠 藤 真 作	日 高 信 良	46名	91.91%	
1993(平成5) ～1994(平成6)	横 井 好 明	遠 藤 一 典	45名	92.46%	
1994(平成6) ～1995(平成7)	渡 辺 宏 未 (横井 好明)	井 上 周 輔	47名	93.81%	
1995(平成7) ～1996(平成8)	中 林 靖	脇 田 幸 一	43名	92.70%	

1996(平成8) ～1997(平成9)	小 林 新 一	金 子 朝 夫	43名	95.30%	
1997(平成9) ～1998(平成10)	遠 藤 一 典	森 宏	43名	95.40%	
1998(平成10) ～1999(平成11)	脇 田 幸 一	市 瀬 栄 一	48名	93.00%	
1999(平成11) ～2000(平成12)	森 宏	須 藤 保 夫	39名	92.60%	
2000(平成12) ～2001(平成13)	藤 津 均	村 松 勇 治	38名	92.60%	
2001(平成13) ～2002(平成14)	加 藤 喜 夫	森 一 誠	38名	86.70%	
2002(平成14) ～2003(平成15)	市 瀬 栄 一	鶴 岡 武	36名	95.00%	
2003(平成15) ～2004(平成16)	森 一 誠	齊 藤 清 紀	36名	88.80%	
2004(平成16) ～2005(平成17)	村 松 勇 治	武 藤 泰 典	38名	87.40%	
2005(平成17) ～2006(平成18)	鶴 岡 武	河 渕 雄	35名	90.40%	
2006(平成18) ～2007(平成19)	齊 藤 清 紀	北 原 弘 文	34名	85.90%	
2007(平成19) ～2008(平成20)	大 地 哲 郎	長 根 信 康	34名	85.27%	
2008(平成20) ～2009(平成21)	河 淵 雄	濱 田 茂	40名	83.33%	
2009(平成21) ～2010(平成22)	河 原 裕 典	若 山 誉	42名	83.17%	
2010(平成22) ～2011(平成23)	餅 田 実	田 中 孝	45名	80.82%	
2011(平成23) ～2012(平成24)	北 原 弘 文	下 中 英 輝	39名	85.15%	
2012(平成24) ～2013(平成25)	武 藤 泰 典	露 木 健 造	36名	89.99%	
2013(平成25) ～2014(平成26)	天 野 正 昭	清 水 裕 之	34名	88.22%	
2014(平成26) ～2015(平成27)	若 山 誉	高 嶋 淳 二	32名	86.10%	
2015(平成27) ～2016(平成28)	露 木 健 造	小 泉 豊	28名	86.69%	
2016(平成28) ～2017(平成29)	下 中 英 輝	井 上 幸 治	29名	85.21%	
2017(平成29) ～2018(平成30)	井 藤 昭 宏	大 野 富 生	29名	85.10%	
2018(平成30) ～2019(令和1)	井 上 幸 治	舟 橋 金 之 介	28名	集計中	
2019(令和1) ～2020(令和2)	小 泉 豊	秋 山 光 正	29名		前年度末現在

4. 会員 [2019(令和1)年6月30日 現在]

(1) 会員の種類

正 会 員 29名
内チャーターメンバー 0名

(2) 年齢構成

30才 ～ 39才 1名 40才 ～ 49才 2名 50才 ～ 59才 11名
60才 ～ 69才 9名 70才 ～ 79才 5名 80才以上 1名
最高齢 84.6才 最年少 38.6才 平均年齢 61.5才

(3) ローター経験年数構成(他クラブ在籍含まず)

1年未満 3名 1年 ～ 3年 3名 3年 ～ 5年 3名
5年 ～ 10年 5名 10年 ～ 15年 4名 15年 ～ 20年 4名
20年 ～ 25年 3名 25年 ～ 30年 4名 30年超 0名
最高 29.3年 最少 0.2年 平均 12.1年

5. 行事及び諸会合予定

別紙プログラム添付

6. 今期までの主なる歩み

	内 容	年 月 日	会 長	幹 事	実 行 委 員 長 等
1	チャーターナイト	1970(昭45).12.13	石 川 治 道	柴 田 清	(特別代表) 山 崎 卯 一
2	インターアクトクラブ設立	1977(昭52).11.23 桐蔭学園	三 澤 君 夫	岡 本 健	桐蔭学園高校 インターアクトクラブ
3	10 周 年 記 念	1980(昭55).03.22	山 下 栄 蔵	戸 田 裕 也	三 澤 君 夫
4	ローターアクトクラブ設立	1980(昭55).11.23 桐蔭学園	岡 本 健	代々木 和男	桐蔭学園高専 ローターアクトクラブ
5	20 周 年 記 念	1989(平01).04.01	代々木 和男	遠 藤 真 作	鵜 川 昇
6	ガバナー出身	1990(平02).07.01 1991(平03).06.30	鵜川 昇 会員		
7	拡大実験(創立総会)	1978(昭53).05.25 三井銀行青葉台支店	三 澤 君 夫	岡 本 健	横 浜 田 園 RC 加 藤 雅 光
8	拡大実験(創立総会)	1984(昭59).03.27 和光証券	武 藤 松 一	渡 辺 武	横 浜 た ま RC 中 山 恒 三 郎
9	拡大実験(創立総会)	1991(平03).05.28 新横浜国際ホテル	近 藤 襄	渡 辺 宏 未	新 横 浜 RC 近 藤 襄
10	30 周 年 記 念	2000(平12).04.01 新横浜国際ホテル	森 宏	須 藤 保 夫	山 下 栄 蔵
11	第4・5グループ I.M	2006(平18).01.29 桐蔭学園	鶴 岡 武	河 渕 雄	遠 藤 一 典
12	40 周 年 記 念	2010(平22).03.19 新横浜国際ホテル	河 原 裕 典	若 山 誉	代々木 和男
13	第4・5グループ I.M	2018(平30).03.03 横浜市緑区民文化センター	井 藤 昭 宏	大 野 富 生	武 藤 泰 典

幹事活動計画



幹事

秋山 光正

副 幹 事 : 露木 健造

平田 恵介

加藤 浩介

本年度、50周年の大切なこの年度に、幹事という大役を担う事、とても光栄であり、かつ重責を感じている次第です。

幹事の役割は、会長の方針のもと、クラブ運営をスムーズに出来るようサポートする事と理解しています。

若輩無学につき、皆様にはご迷惑をおかけする事もあるかと存じますが、

小泉会長をはじめ、会員の皆様方からご指導ご支援をいただき、クラブのお役に立てる様、露木副幹事とともに1年間仕事をしてまいりますので、何卒宜しくお願いします。

そのためには、各理事、役員 委員長 会員の皆様、事務局との、報告、連絡、相談の、「ほうれんそう」に徹し、会員間の意識レベルが合うように努力して行きたいと思えます。

この重責を果たすため、皆様からのご指導ご支援を頂けます様、改めまして、宜しくお願い申し上げます。

S.A.A活動計画



S.A.A

武藤 泰典

副 SAA : 齊藤 清紀

・ 加藤 浩介

・ 高山 卓也

横浜緑 RC の伝統を継承し、品位ある例会運営を目指します。

毎回の例会を楽しく、スムーズに行われるように努力致します。特に、卓話中の耳障りな私語、雑談は厳禁と致します。

会員の皆様のご協力を宜しくお願い申し上げます。

会計活動計画



会計

露木 健造

副 会 計 : 清水 裕之

安田 有利

2019-20年度 予算表

(令和01年07月～令和02年06月)

会 計 露木 健造
副会計 清水 裕之

安田 有利

I. 一般会計

[収 入 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
年 会 費	9,280,000	8,960,000	320,000	320,000x29名x100.0%
中 途 入 会 者 年 会 費	800,000	480,000	320,000	320,000x5名x100.0%x50.0%
入 会 金	500,000	300,000	200,000	100,000x5名x100.0%
ビ ジ タ ー 登 録 料	50,000	50,000	0	
雑 収 入	10,000	10,000	0	
前 期 繰 越 金	319,448	756,600	▲ 437,152	
収 入 合 計	10,959,448	10,556,600	402,848	

[支 出 の 部]

科 目				予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
本部 関係	人 頭 分 担 金			205,320	198,240	7,080	7,080×29名 年間\$59 \$1=¥120想定 審議会費用等含む
	地 区 分 担 金			783,000	756,000	27,000	27,000×29名 本会計15,000特別会計12,000
	地 区 大 会 分 担 金			116,000	112,000	4,000	4,000×29名×100.0%
	地 区 大 会 登 録 料			310,000	300,000	10,000	10,000×31名×100.0% 晩餐会2名分含む
	I ・ M			232,000	224,000	8,000	8,000×29名×100.0%
	地 区 協 議 会			190,000	170,000	20,000	10,000×19名×100.0% 義務者14名新人5名
	米 山 普 通 寄 付			145,000	140,000	5,000	5,000×29名×100.0%
	小 計			1,981,320	1,900,240	81,080	
総務 関係	例 会 費			2,683,200	2,817,360	▲ 134,160	67,080(2,580×26名)×例会場・例会数:40回
	記 念 品 費			121,800	218,400	▲ 96,600	記念品(本人) 3,000×29名+前年度役員賞
	通 信 費			150,000	150,000	0	
	事 務 用 品 費			180,000	180,000	0	コピー機カウンター料金含む
	印 刷 費			430,000	430,000	0	
	リ ー ス 費 用			307,152	307,152	0	25,596×12ヶ月
	事 務 委 託 費			3,240,000	3,240,000	0	事務局地代家賃含む
	備 品 費			30,000	30,000	0	
	交 際 費			100,000	100,000	0	会長幹事会参加費 含む
	雑 誌 文 献 費			152,000	144,000	8,000	ロータリーの友 4,000×38名×100.0% 含む
	慶 弔 費			80,000	80,000	0	
	事 務 局 地 代 家 賃			0	0	0	0×12ヶ月(光熱費含む)
	保 守 ・ 修 繕 費			10,000	10,000	0	
	S ・ A ・ A			10,000	10,000	0	
	特 別 積 立 金			0	0	0	
小 計			7,494,152	7,716,912	▲ 222,760		
委員 会 関係	ク ラ ブ 奉 仕			630,000	620,000	10,000	
	クラブ戦略計画			(10,000)	(5,000)	5,000	
	ク ラ ブ 研 修 報			(150,000)	(150,000)	0	
	広 報 ・ 会						
	出 席			(10,000)	(5,000)	5,000	
	職 業 分 類 考			(10,000)	(10,000)	0	
	親 睦 活 動			(300,000)	(300,000)	0	
	雑 誌			(0)	(0)	0	
	会 員 増 強			(30,000)	(30,000)	0	
	プ ロ グ ラ ム			(120,000)	(120,000)	0	
	(S ・ A ・ A)			(0)	(0)	0	
	予 備 費			(0)	(0)	0	
小 計			630,000	620,000	10,000		
支 出 合 計				10,105,472	10,237,152	▲ 131,680	
次 期 繰 越 金				853,976	319,448	534,528	(収入合計-支出合計)

記念品(ニコニコ)

会 員 誕 生 日 3,000 円 以上
パ ー ト ナ ー 誕 生 日 5,000 円 以上
計 8,000 円 以上

一人11,000円以上

横浜緑ロータリークラブ
予算表(1/3)

Ⅱ. 特別会計(奉仕の部)

[収 入 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
ス マ イ ル	1,200,000	1,200,000	0	記念品代(誕生日)8,000円×29名=232,000円含む
花 ス マ イ ル	0	0	0	
前 期 繰 越 金	0	0	0	
収 入 合 計	1,200,000	1,200,000	0	

[支 出 の 部]

科 目				予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
奉 仕 関 係	職 業 奉 仕			150,000	150,000	0	
	社 会 奉 仕			300,000	300,000	0	
	国 際 奉 仕			250,000	250,000	0	
	国 際 奉 仕			(200,000)	(200,000)	0	
	ロ ー タ リ ー 財 団			(20,000)	(20,000)	0	
	米 山 奨 学			(30,000)	(30,000)	0	
	青 少 年 奉 仕			350,000	350,000	0	
	青 少 年 奉 仕			(200,000)	(200,000)	0	
	イ ン タ ー ア ク ト R Y L A			(150,000)	(150,000)	0	
	小 計			1,050,000	1,050,000	0	
予 備 費				150,000	150,000	0	記念品(パートナー) 5,000x29名x100.0%含む
支 出 合 計				1,200,000	1,200,000	0	
次 期 繰 越 金				0	0	0	(収入合計-支出合計)

Ⅲ. 特別会計(奨学生の部)

[収 入 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
米 山 奨 学 生 助 成 金	1,260,000	1,680,000	▲ 420,000	140,000×9ヶ月×100.0%
青少年交換留学生助成金	0	0	0	0×0ヶ月×100.0%
前 期 繰 越 金	140,000	140,000	0	
収 入 合 計	1,400,000	1,820,000	▲ 420,000	

[支 出 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
米 山 奨 学 生 授 業 料	1,260,000	1,680,000	▲ 420,000	140,000×9ヶ月×100.0%
青少年交換留学生授業料	0	0	0	0×0ヶ月×100.0%
予 備 費	0	0	0	
支 出 合 計	1,260,000	1,680,000	▲ 420,000	
次 期 繰 越 金	140,000	140,000	0	(収入合計-支出合計)

IV. 預り金

[収 入 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
預 り 金	1,450,000	1,400,000	50,000	50,000×29名×100.0%
前 期 繰 越 金	0	0	0	
収 入 合 計	1,450,000	1,400,000	50,000	

[支 出 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
預 り 金 ・ 支 出	1,235,400	1,159,200	76,200	預り金内訳 参照
預 り 金 ・ 返 却	214,600	240,800	▲ 26,200	7,400×29人×100.0%
予 備 費	0	0	0	
支 出 合 計	1,450,000	1,400,000	50,000	
次 期 繰 越 金	0	0	0	(収入合計-支出合計)

預 り 金 使 途	金 額 / 個 人	金 額 / ク ラ ブ	備 考
預 り 金 内 訳			
米山記念奨学会 特別寄付	20,000	580,000	対象 29名
ロータリー財団 年次寄付	18,000	522,000	対象 29名 \$150 \$1=120円
ロータリー財団 ポリオプラス 指定寄付	3,600	104,400	対象 29名 \$30 \$1=120円
赤い羽根共同募金	1,000	29,000	対象 29名
合 計	42,600	1,235,400	

V. 積立金

[収 入 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
特別会費(50周年積立)	870,000	840,000	30,000	30,000×29人×100.0%
予 備 費	0	0	0	
前 期 繰 越 金	4,410,000	3,570,000	840,000	
収 入 合 計	5,280,000	4,410,000	870,000	

[支 出 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
50 周 年 記 念 行 事	5,280,000	0	5,280,000	
予 備 費	0	0	0	
支 出 合 計	5,280,000	0	5,280,000	
次 期 繰 越 金	0	4,410,000	▲ 4,410,000	(収入合計-支出合計)

2019-20年度 予算集計表

(令和01年07月～令和02年06月)

	収 入			支 出		
	科 目	予 算 額	前年度予算額	科 目	予 算 額	前年度予算額
一 般 会 計	年 会 費	9,280,000	8,960,000	本 部 関 係	1,981,320	1,900,240
	中途入会者年会費	800,000	480,000	総 務 関 係	7,494,152	7,716,912
	入 会 金	500,000	300,000	委 員 会 関 係	630,000	620,000
	ビジター登録料	50,000	50,000			
	雑 収 入	10,000	10,000			
	前 期 繰 越 金	319,448	756,600	次 期 繰 越 金	853,976	319,448
	計	10,959,448	10,556,600	計	10,959,448	10,556,600
特 別 会 計 (奉仕の部)	科 目	予 算 額	前年度予算額	科 目	予 算 額	前年度予算額
	ス マ イ ル	1,200,000	1,200,000	奉 仕 関 係	1,050,000	1,050,000
	花 ス マ イ ル	0	0		0	0
		0	0		0	0
	前 期 繰 越 金	0	0	次 期 繰 越 金	0	0
	計	1,200,000	1,200,000	計	1,050,000	1,050,000
特 別 会 計 (奨学生の部)	科 目	予 算 額	前年度予算額	科 目	予 算 額	前年度予算額
	米山奨学生助成金	1,260,000	1,680,000	米山奨学生授業料	1,260,000	1,680,000
	青少年交換留学生助成金	0	0	青少年交換留学生授業料	0	0
		0	0	予 備 費	0	0
	前 期 繰 越 金	140,000	140,000	次 期 繰 越 金	140,000	140,000
	計	1,400,000	1,820,000	計	1,400,000	1,820,000
預 り 金	科 目	予 算 額	前年度予算額	科 目	予 算 額	前年度予算額
	預 り 金	1,450,000	1,400,000	預 り 金 ・ 支 出	1,235,400	1,159,200
		0	0	預 り 金 ・ 返 却	214,600	240,800
		0	0	予 備 費	0	0
	前 期 繰 越 金	0	0	次 期 繰 越 金	140,000	140,000
	計	1,450,000	1,400,000	計	1,590,000	1,540,000
積 立 金	科 目	予 算 額	前年度予算額	科 目	予 算 額	前年度予算額
	特別会費(50周年積立)	870,000	840,000	50周年記念行事	5,280,000	0
		0	0	予 備 費	0	0
	前 期 繰 越 金	4,410,000	3,570,000	次 期 繰 越 金	0	4,410,000
	計	5,280,000	4,410,000	計	5,280,000	4,410,000
	総 合 計	20,289,448	19,386,600	総 合 計	20,279,448	19,376,600

クラブ奉仕委員会



クラブ奉仕委員会

委員長:河原 裕典

副委員長 : 井藤 昭宏

委 員 : 清水 裕之

・ 齊藤 清紀

・ 北原 弘文

・ 村松 勇治

・ 平田 恵介

・ 露木 健造

・ 日向 誓子

クラブ奉仕は、最も基礎的な奉仕活動です。

8つの小委員会があり、各委員会間の連携が大切であり、各委員会の連携を強固にしクラブを盛り上げていきたいと思ひます

特に親睦委員会の充実、会員増強委員会では会長目標の増員5名の達成を目指し、各会員の皆様とも情報の共有を図りたいと思ひています。

今年度は、設立50周年式典がござひます。

横浜緑ロータリークラブをより魅力のあるクラブにしていくために、会員皆様のご協力、ご理解をよろしくお願ひ致します。



クラブ戦略計画委員会

委員長:清水 裕之

副委員長 : 齊藤 清紀

委 員 : 大地 哲郎

・ 北原 弘文

1. クラブの中・長期的な目標の設定を行う
2. クラブが将来的にも活気があり続ける組織であるためになすべきことを考慮する。
3. 戦略計画について

クラブの現状把握をし、クラブに活気をもたらすための年次目標・長期計画を各委員会に立てて頂き、継続性・将来性があるものになるように調整する。



クラブ研修・広報・会報委員会

委員長:村松 勇治

副委員長 : 浅井 優子

委員 : 内倉 和子 ・ 高山 卓也

※ ガバナー事務所・ガバナー補佐へ発送後に、一部修正有り。

1. クラブ研修 2590 地区方針・我がクラブ方針など、会員に共通した理解を得る為の研修など実施し、より楽しいクラブになるよう委員会として努めます。
2. 広報地域の人達に、ロータリーの存在と意義活動を知ってもらうため地域新聞や地域集会を通じた、広報に努め会員増にも協力をして行きたいと考えます。
3. 今期も会報はメールと希望者にペーパー方式の二通りの発行を致します。
会員相互の元気で和やかな姿を多く伝えたく、写真を多く採用致してまいります。会長・幹事・委員会報告事項は、要点を文字にして、事務局に例会翌日を目処にメールや文書でお願い致します。

今期もみなさまのご協力よろしくおねがいいたします。



出席委員会

委員長:露木 健造

副委員長 : 大地 哲郎

委員 : 若山 誉 ・ 齊藤 清紀

出席委員会は会員の例会出席率向上 100%の目標と例会出席の意義とロータリアンの権利行使の重要性をご理解頂きます。よって、クラブ行事への積極的な参加、(炉辺会合、各委員会行事、勉強会)移動例会等積極的参加、出席補填のメーキャップ他クラブ例会参加など例会出席 100%の努力をお願いいたします。



職業分類・会員選考委員会

委員長:齊藤 清紀

副委員長 : 加藤 喜夫

委員 : 森 一誠 ・ 井上 幸治

当年度はクラブ創立 50 周年イヤーにあたり、過去を振り返ると共に、先の 100 年に向けてスタートの年度に成らなければなりません。

時代と共に新しい職業分類が広がってます。その充実をはかるには増強委員会と協力し、チームワークよく会員選考し、会員基盤の充実をはかって参ります。

1. ロータリーの奉仕を理解できる人。
2. 社交性が豊かな人。
3. ロータリーの目的と意義を理解してもらえる人。

以上 3 点を評価基準にして参ります

2019-20年度 充填・未充填職業分類表

RI職業コード 分類(参考)	職 業 分 類		会 員 名	勤 務 先
	関 連	分 類		
広告/ 広報関係	印刷及び広告	書籍販売		
		総合広告代理		
		印刷		
		看板広告		
農業、漁業、 林業	農林及び園芸	農業	森 一誠	(有)宮地
	畜 産	獣医		
建築及び エンジニアリング	電気及び通信	電気設備		
		情報通信		
	電 子 機 器	電子試験機		
	建築材料及び 室内装飾	粉体塗装		
		建築材料		
		家具室内装飾		
		建設・リフォーム		
		建築業		
銀行業 及び管財	金 融	都市銀行		
		地方銀行	安田 有利	横浜銀行 中山支店
		信用金庫		
		証券業	SMBC日興証券(株)	高山 卓也
聖職及び その他宗教関係	宗 教	仏教	齊藤 清紀	(宗)福聚院
		神道		
コンピューター 及び情報システム	コンピューター機器	コンピューターシステム修復業		
地域及び 社会サービス	冠 婚 葬 祭 業	葬祭業	下中 英輝	(株)エンディングナビゲーター
食品産業	食品及び嗜好品	レストラン		
		菓子店		
		酒店		

2019-20年度 充填・未充填職業分類表

RI職業コード 分類(参考)	職 業 分 類		会 員 名	勤 務 先
	関 連	分 類		
建設、修理及び メンテナンス	建 設 業	建設請負業	平田 恵介	(株)日建産業
		鉄道建設		
		設備工事	村松 勇治	(株)ジェス
		電気工事		
		推進工事		
		建造物解体業	工藤 公仁	アリアンス(株)
		外装工事		
		水道営繕業		
教育	教 育	幼稚園		
		大学・高校・中学		
		大学		
		私塾		
サービス産業	衛 生	クリーニング店		
	美容及び整形	理容		
		美容院		
	ホテル及び観光	ホテル		
		旅行斡旋業		
	保安警備事業	警備保障		
法律	ビジネスサービス	社会保険労務士	若山 誉	若山社会保険労務士事務所
		情報サービス		
		弁護士	日向 誓子	横浜パーク法律事務所
		税理士	清水 裕之	(税)あおい会計事務所
		税理士	篠田 正道	篠田正道税理士事務所
		司法書士		
		地域経済団体		
		経営コンサルタント	舟橋 金之介	(株)ビジネス/バリュークリエーション

2019-20年度 充填・未充填職業分類表

RI職業コード 分類(参考)	職 業 分 類		会 員 名	勤 務 先
	関 連	分 類		
製造	機 械 及 び 装 置	送風機製造	武藤 泰典	(株)武藤電機
		建設機械		
		機械製造		
		非鉄金属製錬		
		銃器及び火薬		
		保安機器・錠前		
	鉄 及 び 金 属	板金工作		
		金型製造		
	そ の 他	シリコン加工業		
マーケティング 及び販売	衣 料	洋品店		
		洋服店		
		呉服店		
	木 材	輸入木材販売	井藤 昭宏	ガーデンハーツ(株)
		文房具		
	日 用 品	スーパー		
		文房具		
	自 動 車	自動車販売		
		自動車整備	露木 健造	(株)霧が丘ガレージ
	小 売 業	宝飾販売	内倉 和子	アスナ(株)
		生花販売	井上 幸治	(有)グリーンステージ
	卸売り/企業営業	金型材料販売	秋山 光正	(株)A-SPEC
	そ の 他	住宅販売	飯代 努	パナソニックホームズ(株)
政府	政 府	国会議員		
		県議会議員		
		市議会議員		

2019-20年度 充填・未充填職業分類表

RI職業コード 分類(参考)	職 業 分 類		会 員 名	勤 務 先
	関 連	分 類		
保険及び 危機管理	保 險	保険代理業	北原 弘文	ソニー生命保険(株)
		生命保険	加藤 浩介	たいげんパートナーズ(株)
		損害保険	小泉 豊	(有)ライフクリエイト
医療及び ヘルスケア	医 術	内科医		
		外科医		
		小児科医		
		産婦人科医		
		整形外科医		
		耳鼻咽喉科医		
		眼科医		
		歯科医	加藤 喜夫	「愛誠」歯科
	施 設 及 び 病 院	病院	大地 哲郎	横浜新緑総合病院
		専門病院		
		薬局		
		調剤薬局	大野 富生	(株)さなえ
不動産	不 動 産	不動産業		
		不動産賃貸	田中 孝	亀長
		ビル賃貸	浅井 優子	(株)エイト
		土地賃貸		
運輸	運輸及び倉庫業	運送業		
		倉庫業		
		貨物自動車輸送	河原 裕典	(株)横浜ドリームライン
管理	非 政 府 組 織 / 団 体 管 理 職	団体管理		
計理及び 金融業	(未 設 定)			
アート及び デザイン	(未 設 定)			
コミュニケーション/ ニュース報道関係	(未 設 定)			

2019-20年度 充填・未充填職業分類表

RI職業コード 分類(参考)	職 業 分 類		会 員 名	勤 務 先
	関 連	分 類		
娯楽及び スポーツ	(未 設 定)			
人事関係	(未 設 定)			
軍役	(未 設 定)			
警察など	(未 設 定)			
科学、数学 及び技術	(未 設 定)			
社会科学	(未 設 定)			
その他	(未 設 定)			
充 填			29	
未 充 填			70	



親睦活動委員会

委員長:平田 恵介

副委員長 : 下中 英輝

委員 : 清水 裕之

・篠田 正道

・浅井 優子

・高山 卓也

・工藤 公仁

・飯代 努

親睦活動は RC 活動の根幹をなす活動であります。親睦委員会としては会員同士、家族を含めた人間関係を構築できる企画を開催し、ロータリアンとして共有できる価値を見出し奉仕活動につながっていくと共に会員増強へとつながっていければと考えております。

各委員会と強調しながら親睦活動を進めてまいりますので、皆様のご協力・ご支援をよろしくお願いいたします。

令和元年

7 月 31 日(水)	夜間移動例会	三つ柏
9 月 12 日(水)	親睦ゴルフコンペ	500 ハンドレット
10 月 23 日(水)	夜間移動例会	
11 月 21 日(木)	千葉 RC 合同ゴルフコンペ	
12 月 18 日(水)	クリスマス家族会	
12 月 7 日(水)	忘年会	
1 月 8 日(水)	新年会	
1 月 29 日(水)	夜間移動例会	
4 月 1 日(水)	春の家族会	
4 月 23 日(水)	親睦ゴルフコンペ	木更津ゴルフ倶楽部
5 月	田園 RC 合同例会	担当:田園 RC
6 月 18 日(木)	親睦ゴルフ・期末懇親会1泊2日	

*親睦ゴルフコンペの表彰式・懇親会は地元に戻ってから開催と致します。

ガバナー補佐・会長・幹事慰労会

・7 月 3 日:「木曽路 センター北」

夜間移動例会

・7 月 31 日:「中国料理 三つ柏」

・10 月 23 日:「場所未定」

・1 月 29 日:「職場見学会」

家族会

・12 月 18 日:クリスマス家族会「場所未定」

・4 月 1 日:春の家族会

期末懇親会

・6 月 18 日:「場所未定」

その他、野球大会、親睦ゴルフコンペ、バーベキュー、新入会員歓迎会、忘・新年会などの企画をして参ります。



雑誌委員会

委員長:日向 誓子

副委員長 : 森 一誠

委 員 : 加藤 浩介 ・ 浅井 優子

我が国では、国際ロータリーから認定された「ロータリーの友」が毎月発行されており、「ロータリーの友」の購読は、会費納入、例会出席とともにロータリアンの義務とされています。

「ロータリーの友」には、日本国内はもとより世界中のロータリー活動の様子が掲載されており、ロータリーに対する理解を深め、活動に活かしていかなければなりません。会員の皆様には、なかなか精読する時間を確保することも難しいことと思います。

雑誌委員会では、活動事例で参考になるものや興味深いものの記事を例会等で報告することにより、理解を深め、情報の共有を図る一助として参りたいと思いますので、皆様のご協力、ご指導をよろしくお願い致します。



会員増強委員会

委員長:井藤 昭宏

副委員長 : 若山 誉

委 員 : (会員全員)

会員増強に関して

- ① 過去在籍会員復活推進 過去在籍会員同伴の上直接訪問
- ② 物故会員子弟勧誘推進 面識のある会員同伴の上直接訪問
- ③ 商工会議所会員勧誘推進 商工会議所職員同伴若しくは紹介の上 直接訪問
- ④ 現会員友人、経営者、お取引経営者勧誘推進

※具体的には会員候補者 1 人最低でも 3 人紹介いただく 例会(夜)に招待会費はご負担願いますが…

※特に銀行、会計事務所、労務士

理由はそれぞれ会社の内容を把握しているので

今期具体的増員目標 6 人



プログラム委員会

委員長:北原 弘文

副委員長 : 清水 裕之

委員 : 篠田 正道 ・ 加藤 浩介

毎週、例会に出席したくなるようなプログラムを企画したいと思います。

入会歴の浅い会員に対しては、ロータリーをより早く、より深く理解していただけるよう各委員会の委員長にご協力いただきたいと思います。

また、外部からの卓話者も織り交ぜていきたいと考えます。そのために、会員皆様の人脈にも是非、期待しております。

移動例会も含め、一年間楽しいプログラムにしたいと思いますので、会員皆様方のご協力、ご支援をよろしくお願い申し上げます。未提出

2019-20(令和元-02)年度 横浜緑ロータリークラブ年間プログラム

	2019年7月	2019年8月	2019年9月	2019年10月	2019年11月	2019年12月
月間		会員増強・新クラブ結成 推進月間	基本的教育と識字率向上月 間/ロータリーの友月間	経済と地域社会の発展 月間/米山月間	ロータリー財団月間	疾病予防と治療月間
第1週	3日 定例理事会 会長・幹事所信表明挨拶 小泉 豊 会長 秋山 光正 幹事	7日 定例理事会 イニシエーションスピーチ 飯代 努会員	4日 定例理事会 『雑誌月間』その他 日向誓子雑誌委員長	2日 定例理事会	6日 定例理事会 財団月間 地区から卓話者派遣	4日 定例理事会
第2週	10日 5大奉仕委員長挨拶 清水(裕)クラブ奉仕委員長 大野職業奉仕委員長 内倉社会奉仕委員長	14日 休会 夏休み 定款第8条第1節(c)項 適用	11日 会員卓話(P会長x2名) 加藤喜夫会員 森 一誠会員	9日 会員卓話(P会長x2名) 村松勇治会員 斎藤清紀会員	13日 ガバナー公式訪問 轟淳次 ガバナー	11日 会長卓話(P会長x2名) 大地哲郎会員 河原裕典会員
第3週	17日 5大奉仕委員長挨拶 浅井国際奉仕委員長 下中青少年奉仕委員長 井藤会員増強委員長	21日 会員増強について 井藤会員+清水(裕)会員	18日 夜間移動例会 屋形船	16日 クラブフォーラム 50周年について	20日	18日 夜間移動例会 X'MAS家族会
第4週	24日 クラブフォーラム 50周年について	28日 クラブフォーラム 50周年について	25日 クラブフォーラム 50周年について	23日 夜間移動例会 場所未定	27日 クラブフォーラム 50周年について	25日 クラブフォーラム 50周年について
第5週	31日 夜間移動例会 『中国料理 三つ柏』			30日 クラブ協議会 柳沼芳光 G補佐		
地区など行事						
クラブ行事					21日 千葉緑RC 合同ゴルフコンペ	

2019-20(令和元-02)年度
横浜緑ロータリークラブ年間プログラム

	2020年1月	2020年2月	2020年3月	2020年4月	2020年5月	2020年6月
月間	職業奉仕月間	平和と紛争予防/ 紛争解決月間	水と衛生月間	母子の健康月間	青少年奉仕月間	ロータリー親睦活動月間
第1週	1日 休会 元旦	5日 定例理事会 クラブフォーラム 50周年について	5日 定例理事会 創立50周年式典&懇親会	1日 移動例会 春の家族会	6日 休会 憲法記念日振替休日	3日 定例理事会 次年度会長・幹事/計画案
第2週	8日 定例理事会 会長・幹事新年挨拶 小泉 豊 会長 秋山 光正 幹事	12日 会員卓話(P会長x2名) 武藤泰典会員 露木健造会員	11日 会員卓話(P会長x2名) 下中英輝会員 若山 誉会員	8日 定例理事会	13日 定例理事会	10日 5大奉仕委員長振り返り
第3週	15日	19日	18日	15日	20日	18日 夜間移動例会 期末懇親会 6月18日-19日
第4週	22日 クラブフォーラム 50周年について	26日 クラブフォーラム 50周年について	25日 夜間移動例会 50周年式典打上げ	22日	27日	24日 会長幹事退任の挨拶
第5週	29日 移動例会 職場見学会			29日 休会 昭和の日		
地区など行事						
クラブ行事						

職業奉仕委員会



職業奉仕委員会

委員長:大野 富生

副委員長 : 大地 哲郎

委 員 : 加藤 喜夫 ・ 武藤 泰典

職業奉仕は、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践し、職業を通じて社会貢献を行うものである。

活動計画

- ・ 田奈中学校において職業講話を行う。
- ・ 東京競馬場での日本中央競馬会の職員の仕事を見学する。

社会奉仕委員会



社会奉仕委員会

委員長:内倉 和子

副委員長 : 河原 裕典

委 員 : 北原 弘文 ・ 田中 孝

国際、職業、社会が今年度から一つになり、新たな奉仕活動となります。

その中でクラブ定款の第 6 条 五大奉仕部門の社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高める為に、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。

とあるように当委員会はこの原則をもとに、社会奉仕活動を実践・促進していきたいと思ひます。

恒例となっております

① 緑区民祭り、四季の森子供移動動物園

② 北山田公園の春祭りの実施

と、また、今期は横浜緑ロータリー50周年と緑区 50 周年記念とのイベント活動において検討し、社会貢献していきたいと思ひます。

会長・幹事はじめ会員の皆様にご相談・ご協力を賜りながら、奉仕活動を努めたいと思ひます。何卒よろしくお願い申し上げます。

国際奉仕委員会



国際奉仕委員会

委員長: 浅井 優子

副委員長 : 若山 誉

委員 : 安田 有利 ・ 工藤 公仁

ロータリーの国際奉仕とは、国際理解、親善、平和を推進するために実施される全ての活動を表しています。

具体的には、他国の人々、それらの人々の文化、慣習、業績、抱負、問題を知ることであり、海外での例会出席や国際大会出席による個人交流であり、更に他国の人々の役に立つクラブ活動やプロジェクト全てに協力する事などが挙げられます。

以上を踏まえ、国際奉仕委員会では、下記の活動計画を掲げ、実行して参ります。

1. フィリピンの貧困層を対象とした古着支援活動
2. 海外クラブとの積極的交流
3. ロータリー財団委員会と協力し、グローバル補助金プロジェクト立ち上げに向けての調査・研究
4. NPO法人地球市民ACTかながわを通じて、途上国の学校建設を支援するプロジェクトの立ち上げ



ロータリー財団委員会

委員長: 若山 誉

副委員長 : 武藤 泰典

委 員 : 大地 哲郎 ・ 飯代 努

ロータリー財団とは、慈善活動を目的とする公共慈善団体です。

100 年以上も前に創立されて以来、教育の支援や持続可能な成果を生み出すプロジェクトに総額 40 億ドル以上の資金を提供してきました。一つひとつのご寄付により、世界中の地域社会を少しずつ変えていくことができます。

会員の皆様にはロータリー財団の活動を理解していただき、その活動資金を賄うための寄付をお願いしています。

◆R財団への寄付(轟年度)

方針 1 年次基金(ポールハリスフェロー)→年間会員一人当たり 150 米 \$ 以上

方針 2 恒久基金(ベネファクター)→各クラブ 1 名以上に 1,000 米 \$ 以上

方針 3 ポリオプラス→年間会員一人当たり 30 米 \$ 以上

Rカードをお持ちでない方は、ぜひ取得をお願いします。

◆Rカードのご案内

RIの最優先事項は、ポリオ根絶プログラム

ポリオに対して特定寄付を行うことができるのが、RIのオフィシャルカードで、毎月の使用料の一部がポリオ根絶運動への使途氏名寄付となります。

最後に、疾病の予防、安全な水の提供、教育の支援、地域経済の発展、母子の健康、平和の推進でロータリー財団の補助金を通じて多くのアイデアが実現しています。

R財団委員会として、横浜緑クラブが有効なプロジェクトを発掘し、補助金を使った活動を実施していけるよう努力していきます。

会員の皆様には、ご協力そしてご尽力をお願いいたします。



米山記念奨学委員会

委員長: 安田 有利

副委員長 : 田中 孝

委 員 : 若山 誉 ・ 篠田 正道

ロータリー米山記念奨学会は、海外からの留学生に対して奨学金の給付と在学中の世話やカウンセリングを実施して、将来母国と日本との懸け橋となって国際社会で活躍する優秀な青少年の育成に奉仕しています。

本年度も米山梅吉翁の思いを継承し、日本の文化、習慣などに触れてもらい、社会参加と社会貢献の意識を育て、将来ロータリーの理想とする国際平和の創造と維持に貢献する青少年の育成に取り組んでいます。

青少年奉仕委員会



青少年奉仕委員会

委員長: 下中 英輝

副委員長 : 加藤 浩介

委 員 : 日向 誓子 ・ 高山 卓也

本委員会は青少年の指導力育成を主とし、青少年達が勉強だけではなく実践的、社会的な活動と共に実社会において将来活躍できる人材を育むためでもあり、又近隣の子供や世界の子供達に向け何らかの形で奉仕を行うよう行動していきたいと思います。

青少年奉仕は青少年が活動できる場として、ローターアクト(18～30 才)、ライラ(14～30 才)、インターアクト(12～18 才)、青少年交換(15～19 才)があります。

横浜緑 RC は桐蔭学園インターアクトクラブのスポンサークラブでもあり、桐蔭学園の学生たちの募金活動の場として「緑区民祭子供動物園」「北山田公園祭り」「青葉区薔薇園イベント」などを提供、支援しながら、ロータリアンと青少年一人一人が共に奉仕活動やオリエンテーションを行う機会を沢山作って、学校だけでは経験出来ない事を学んでもらえるようにしたいと思います。

インターアクト、社会奉仕、国際奉仕、職業奉仕委員長と協力し合い、現在継続している行事の内容も検討遂行しながら、社会的、国際的にも貢献出来るような活動を考え、青少年と共に行いたいと思います。

微力ながら委員全員で力を合わせて取り組んでまいりますので、会員皆様のご指導ご協力をよろしくお願いいたします。



インターアクト・RYLA 委員会

委員長:加藤 浩介

副委員長 : 下中 英輝

委員 : 北原 弘文

提唱クラブである桐蔭学園高等部インターアクトクラブでは、本年度の活動計画の重点プロジェクトとして、下記 3 点を掲げている。

- ① 『ミャンマー南シャン州タウンジー郡ザレー村保育園』建設支援
- ② 『えだ福祉ホーム』との共同活動
- ③ 『一般社団法人リテラシー・ラボ』との共同活動

上記プロジェクトを実現するために、下記ボランティアや募金活動を実施して、資金を集める。

*フェアトレード品の販売 タイ、ミャンマー、インドの人たちが作った商品を『認定 NPO 法人地球市民 ACT かながわ/TPAK』から受取り、委託販売する。

*桜木町駅前での募金 月に 1~2 回。毎回他校にも協力をしてもらい、約 5~6 万円の寄付金を集める。

*鵬翔祭（学園祭）フェアトレード品と飲食物を販売する。昨年実績約 12 万円。

■その他の活動

▶あしなが学生募金 ▶横須賀どぶ板バザール ▶荏子田太陽公園でのローズフェスティバル ▶横浜総合病院でのコンサート ▶サマーミーティング ▶グローバルフェスタ ▶西区民祭り ▶子ども移動動物園 ▶地区大会 ▶音祭り ▶青少年交歓会 ▶年次大会

昨年度に引き続き、本年度も上記の活動を積極的に支援する中で、青少年の育成を推進してまいります。

RYLA（Rotary Youth Leadership Awards）は、ロータリー青少年指導者育成のために、年齢制限はありませんが、14 歳から 30 歳までの成年男女が自らの自己啓発と指導力を育成しながら、奉仕、高い道徳的規準、平和といったロータリーの価値観を学ぶ機会を提供することを目的としたロータリー主催で行われる、若者のためのリーダーシップ育成プログラムです。本年度も、地区委員会の計画のもと、RYLA セミナーへの参加などを通じ、同委員会の活動に参加、協力致します。

R.I 関係事務所アドレス

国際ロータリー世界本部 ROTARY INTERNATIONAL

One Rotary Center:1560 Sherman Avenue, Evanston, Illinois 60201-3698,USA

URL <https://www.rotary.org/ja>

国際ロータリー日本事務局

〒108-0073 東京都港区三田 1-4-28 三田国際ビル 24F

Tel	クラブ・地区支援室	03-5439-5800
	財団室	03-5439-5805
	経理室	03-5439-5803
	資料室	03-5439-5802
Fax	共通番号	03-5439-0405

公益財団法人 ロータリー米山記念奨学会

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル 3 階

Tel 03-3434-8681

Fax 03-3578-8281

URL <http://www.rotary-yoneyama.or.jp/>

ロータリー文庫

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル 3 階

Tel 03-3433-6456

Fax 03-3459-7506

URL <http://www.rotary-bunko.gr.jp/>

一般社団法人 ロータリーの友事務所

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル 4 階

Tel 03-3436-6651

Fax 03-3436-5956

URL <http://rotary-no-tomo.jp/>

国際ロータリー第2590地区(ガバナー事務所)

〒231-0033 横浜市中区長者町 4-9-1 YS関内ビル 3 階

Tel 045-650-2590

Fax 045-650-2591

E-Mail g-office@rid2590.jp

URL <http://rid2590.jp/>



ロータリークラブ定款

(2016 年改正)

*ロータリークラブ定款

横浜緑 ロータリークラブ

第1条 定義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味を持つものとする。

1. 理事会： 本クラブの理事会
2. 細則： 本クラブの細則
3. 理事： 本クラブの理事会メンバー
4. 会員： 名誉会員以外の本クラブ会員
5. RI： 国際ロータリー
6. 衛星クラブ (該当する場合)： 潜在的クラブ。その会員は本クラブの会員でもある。
7. 年度： 7月1日に始まる12カ月間

第2条 名称

本会の名称は、横浜緑 ロータリークラブとする。

(国際ロータリー加盟会員)

(a) ~~本会の衛星クラブ(該当する場合)の名称は、ロータリー衛星クラブ
(ロータリークラブの衛星クラブ)とする。~~

第3条 クラブの目的

本クラブの目的は、「ロータリーの目的」の達成を目指し、五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施し、会員増強を通じてロータリーの発展に寄与し、ロータリー財団を支援し、クラブレベルを超えたリーダーを育成することである。

(*訳注:「第 3 条 クラブの目的」の原文は「Article 3 Purposes」ですが、既存の第 5 条「目的」[Object]と区別するため、上記の訳では「クラブの」が補足されています。)

* 国際ロータリー細則は、RIに加盟したロータリークラブが所定の標準ロータリークラブ定款を採用することと規定している。

第4条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りとする。神奈川県横浜市

第5条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；

- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実地的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

第7条 例会と出席に関する規定の例外

本定款の第8条第1節、第12条、第15条第4節に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。ただし、クラブは少なくとも月に2回、例会を行わなければならない。

第8条 会合

第1節 例会。[本節の規定への例外は第7条を参照のこと]

- (a) 日および時間。本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。例会は、直接顔を合わせるか、オンラインでの例会、またはこれらの方法では例会に出席できない会員のために、オンラインでつながる方法を利用できる。あるいは毎週、もしくは前もって定められた週にクラブのウェブサイト上に参加型の活動を載せることによって例会を開くものとする。ウェブサイト上で開く場合、会合は、ウェブサイトに参加型の活動が掲載される日をもって開かれるとみなされるものとする。
- (b) 会合の変更。正当な理由がある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。
- (c) 取消。例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、またはその週に

一般に認められた祝日を含む国民の祝日が含まれる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

- (d) 衛星クラブの例会(該当する場合)。細則により定められている場合、衛星クラブは、会員により定められた場所と日時において、毎週1回、定期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第1節(b)と同様の方法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第1節(c)に列記されたいずれの理由によっても取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。

第2節 — 年次総会。

- (a) 役員を選挙するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。
- (b) 衛星クラブ(該当する場合)は、衛星クラブの管理全般を担う役員を選挙するため、12月31日までに年次総会を開催するものとする。

第3節 — 理事会の会合。理事会のすべての会合について書面による議事録が提供されるべきである。この議事録は当該会合後60日以内に全会員が入手できるようにすべきである。

第9条 会員身分に関する規定の例外

本定款の第10条第2節と4～8節に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先するものとする。

第10条 会員身分[本条の第2節および4～8節への例外は第9条を参照のこと]

第1節 — 全般的資格条件。本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、職業上および(または)地域社会でよい評判を受けており、地域社会および(または)世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

第2節 — 種類。本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の2種類とする。

第3節 — 正会員。RI定款第5条第2節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節 — 衛星クラブの会員。衛星クラブの会員はスポンサークラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとしてRIから加盟が認められるまで続く。

第5節 — 二重会員。同時に、本クラブと、本クラブの衛星クラブ以外の別のクラブにおいて、正会員になることはできない。いかなる人も本クラブにおいて、正会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。

第6節 — 名誉会員。

- (a) 名誉会員の資格条件。ロータリーの理念を推進するために称賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの目的を支援したことでロータリーの友人であるとみなされた人を本クラブの名誉会員に選ぶことができる。かかる会員の身分の存続期間は、理事会によって決定されるものとする。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。
- (b) 権利および特典。名誉会員は、会費の納入を免除されるが、投票権を持たず、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しないが、本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も認められないものとする。

る。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利は認められている。

第7節 — 公職に就いている人。一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

第8節 — RIの職員。本クラブは、RIに雇用されている人を会員として保持できる。

第11条 職業分類

第1節 — 一般規定。

- (a) 主な活動。各会員は、その事業、専門職務、または社会奉仕の種類に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する会社、企業、団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものでなければならない。
- (b) 是正または修正。理事会は、正当な理由がある場合、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告が与えられ、その会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

第2節 — 制限。5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、またはローターアクトあるいはRI理事会によって定義されたロータリー学友の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

第12条 出席[本条の規定への例外は第7条を参照のこと]

第1節 — 一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは細則により定められている場合は衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクトおよびその他の行事や活動に参加するべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも60パーセントに直接またはオンラインのつながりを使って出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならない場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、クラブのウェブサイト上に例会が掲載されてから1週間以内にその例会に参加するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

- (a) 例会の前後14日間。例会の定例の時の前14日または後14日以内に、
 - (1) 他のロータリークラブ、他のロータリークラブの衛星クラブ、または仮クラブのいずれかの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。または、
 - (2) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または、

- (3) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、RI元ならびに現役員のためのロータリー研究会、RI元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または、RI理事会またはRI理事会を代行するRI会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RIの委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区研修・協議会、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリークラブの都市連合会に出席すること。または、
- (4) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。または、
- (5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。または、
- (6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。または、
- (7) クラブのウェブサイトを通じて、平均30分の参加が義務づけられた相互参加型の活動に参加すること。

会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で他クラブあるいは衛星クラブの例会に出席するならば、メイクアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のメイクアップとして有効とみなされる。

- (b) 例会時において。例会のときに、
 - (1) 本節(a)項の(3)に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。または、
 - (2) RIの役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの職務に携わっている場合。または、
 - (3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。または、
 - (4) RIに雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。または、
 - (5) メイクアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、またはロータリー財団の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または、
 - (6) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

第2節 — 転勤による長期の欠席。 会員が転勤先で長期にわたって実際に業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意があれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。**第3節 — 出席規定の免除。** 次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は、最長12カ月間までとする。ただし、健康上の理由あるいは子どもの誕生、養子縁組、または里親となることにより12カ月間を超えて欠席となる場合は、理事会が改めて、当初の12カ月の後に、さらに一定期間の欠席を認めることができる。
- (b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、一つまたは複数のクラブで少なくとも20年の会員歴があり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第4節 — RI役員の欠席。 会員が現役のRI役員または現役のRI役員の配偶者／パートナーである場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

第5節 — 出席の記録。本条第3節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第3節(b)または第4節の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第13条 理事および役員および委員会

第1節 — 管理主体。本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする。

第2節 — 権限。理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持つものとし、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第3節 — 理事会による最終決定。クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、会員身分の終結の決定に関しては、会員は第15条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、当該提訴の予告が、幹事により、各会員に対して与えられていなければならない。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となる。

第4節 — 役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名または数名の副会長を役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督も役員であるが、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーとすることができる。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

第5節 — 役員の選挙。

- (a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が然るべく選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。(b) 会長の任期。会長は、細則の定めるところに従って、就任する日の直前18カ月以上2年以内に選挙されるものとし、選挙された時点から会長ノミニーを務めるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトの役職名が与えられるものとする。会長は、7月1日に就任し、1年間、または後任者が然るべく選挙されて適格となるまで、その職務に当たるものとする。
- (c) 資格要件。各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。クラブ会長の候補者は、指名に先立つ少なくとも1年間、本クラブの会員であるものとする。ただし、1年未満であっても、当該会員の奉仕がこの要件の趣旨を満たしていると地区ガバナーが判断した場合は例外となる。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび地区研修・協議会に出席しない場合、あるいは、免除されても指定の代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任できないものとする。このようなことが起こった場合、会長エレクト研修セミナーおよび地区研修・協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が正式の手続きによって選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第6節 — 本クラブの衛星クラブの組織運営(該当する場合)。衛星クラブは、本クラブと同じ、ま

たはその周辺地域に所在するものとする。

- (a) 衛星クラブの監督。本クラブは、理事会が適切とみなす一般的な監督と支援を、衛星クラブに提供するものとする
- (b) 衛星クラブの理事会。衛星クラブの日々の運営のため、衛星クラブ独自の理事会を毎年選出するものとする。この理事会は会員から選ばれ、細則の定めるところに従って、衛星クラブの役員および4～6名のその他の会員により構成される。衛星クラブの最高役員は議長(chair)であり、その他の役員は、直前議長、議長エレクト、幹事、会計である。衛星クラブ理事会は、本クラブの指導の下、ロータリーの規定、要件、方針、目標、目的に従って、衛星クラブの日々の運営とクラブ活動の管理を担う。本クラブ内または本クラブに対して、いかなる権限も持たない。
- (c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書には、財務諸表と監査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。また、本クラブからの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

第7節— 委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。

- ・ クラブ管理運営
 - ・ 会員増強
 - ・ 公共イメージ
 - ・ ロータリー財団
 - ・ 奉仕プロジェクト
- 必要に応じて追加の委員会を任命できる。

第14条 会費

すべての会員は、細則の定める年会費を納入するものとする。

第15条 会員身分の存続

第1節 — 期間。会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 — 自動的終結。

- (a) 会員の資格条件。会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。ただし、
 - (1) 理事会は、会員が本クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外に移転する場合、新しい地域社会にあるロータリークラブを訪問して知り合いになってもらうために1年以内の期間に限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。ただし、この場合、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。
 - (2) 理事会は、本クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外に移転する会員の会員身分を保持できる。ただし、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。
- (b) 再入会。会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、終結時におけるその会員の身分が瑕疵なきものであれば、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。
- (c) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分の期間をさらに延長することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節 — 終結 — 会費不払。

- (a) 手続。所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従って当該会員の会員身分を終結して差し支えない。
- (b) 復帰。理事会は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が本定款の第11条第2節に適用していない場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

第4節 — 終結 — 欠席。[本節の規定への例外は第7条を参照のこと]

- (a) 出席率。会員は、
 - (1) 年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会または衛星クラブ例会の出席率が少なくとも50パーセントに達しているか、クラブのプロジェクトおよびその他の行事や活動に少なくとも12時間参加していなければならない。または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。
 - (2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席、またはクラブのプロジェクトおよびその他の行事や活動に参加しなければならない(RI理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。

会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することができる。

- (b) 連続欠席。会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第12条第3節もしくは第4節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

第5節 — 他の原因による終結。

- (a) 正当な根拠。理事会は、いずれの会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の3分の2を下回らない賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第10条の第1節、「四つのテスト」、およびロータリークラブ会員として持つべき高い倫理基準とする。
- (b) 通知。本節(a)項の下に会員身分を終結する前に、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。
- (c) 職業分類の充填。本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結した場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲裁人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員の持っていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。ただし、たとえ終結に関する理事会の決定が覆されても、新会員の入会によって同一職業分類に属する会員の制限を超えない場合はこの限りではない。

第6節 — 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利。

- (a) 通知。幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結または保留させる

決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。その会員は通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、調停を要請するか、もしくは第19条に定める仲裁に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。

- (b) 提訴に対する聴聞の期限。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべきクラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられなければならない。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。
- (c) 調停もしくは仲裁。調停もしくは仲裁に使用される手続は第19条に規定された通りである。
- (d) 提訴。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできない。
- (e) 仲裁人または裁定人の決定。もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。
- (f) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、本節(a)項の規定に従い、会員はクラブに提訴するか仲裁に訴えることができる。

第7節 — 理事会による最終決定。もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。

第8節 — 退会。いかなる会員も、本クラブからの退会の申出は書面をもって行い(会長または幹事宛)、理事会によって受理されなければならない。ただし、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

第9節 — 資産関与権の喪失。いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、すべて、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員がなんらかの権利を得ていた場合、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第10節 — 一時保留。本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発があった場合、および、
- (b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、
- (c) 当該会員がその結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が取られるまでは、当該会員の会員身分に関していかなる措置も取らないことが望ましいとされる場合、および、
- (d) クラブの最善の利益のために、当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やその他の本クラブの活動への出席や、本クラブのいかなる役職や任務からも除外されるべきである場合、

理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間(ただし90日間以内)と追加条件に従い、前述の通り会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、第15条第6節に定められる通り、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席義務を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間が過ぎる前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続を取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

第16条 地域社会、国家、および国際問題

第1節 — 適切な主題。地域社会、国家および世界の一般福祉にかかわる公共問題の功罪は、本クラブの会員にとって関心事であり、会員の啓発となり各自が自己の意見を形成する上で、クラブ会合における公正かつ理解を深める研究および討議の対象として適切な主題というべきである。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

第2節 — 支持の禁止。本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

第3節 — 政治的主題の禁止。

(a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、討議ないし見解を採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して行動を起こしてはならない。

(b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配布してはならない。

第4節 — ロータリーの発祥を記念して。ロータリーの創立記念日(2月23日)の週は、世界理解と平和週間と呼称する。この1週間は、本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第17条 ロータリーの雑誌

第1節 — 購読義務。RI細則に従って、本クラブがRI理事会によって、本条規定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限りRIの機関雑誌またはRI理事会から本クラブに対して承認ならびに指定されているロータリー地域雑誌を購読しなければならない。同じ住所に住む2人のロータリアンには、機関雑誌または理事会が承認し、そのクラブに指定したロータリー雑誌を合同で購読する選択肢がある。購読は、本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払い日に支払われるものとする。

第2節 — 購読料。購読料は、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、RIの事務局またはRI理事会の指定によって購読することとなった地域雑誌の発行所に送金しなければならない。

第18条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守

会員は、会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を順守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第19条 仲裁および調停

第1節 — 意見の相反。理事会の決定に関すること以外で、現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間に意見の食い違いが起こり、このような場合のために規定されている手続によってはどうしても解決できない場合、その問題は、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停によって裁定を行うか仲裁によって解決を図るものとする。

第2節 — 調停または仲裁の期限。調停または仲裁の場合、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の要請を受理してから21日以内に行われるよう、調停または仲裁の日取りを決定しなければならない。

第3節 — 調停。このような調停の手続きは、国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって認められたものであるか、または代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた

専門職団体によって推薦されたものであるか、またはRI理事会もしくはロータリー財団管理委員会が定めた指針文書によって勧められるものとする。調停人にはロータリークラブの会員のみを指定することができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有するロータリークラブの会員を任命するよう地区ガバナーもしくはガバナーの代理人に要請することができる。

- (a) 調停の結果。調停によって当事者同士が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者ならびに調停人がその記録をそれぞれ保管するものとする。さらに、理事会にも記録を1部提出し、幹事がそれを保管するものとする。クラブへの報告のために、当事者が承諾できる結果の要約文を作成するものとする。当事者の一方が調停内容を十分に履行しなかった場合、もう一方は会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。
- (b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲裁に訴えることができる。

第4節 — 仲裁。 仲裁が要求された場合、両当事者はそれぞれ1名の仲裁人を指定し、両仲裁人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲裁人にはロータリークラブの会員のみを指定することができる。

第5節 — 仲裁人または裁定人の決定。 もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。

第20条 細則

本クラブは、RIの定款・細則、RIによって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定められているところに従って随時改正することができる。

第21条 解釈の仕方

「郵便」、「郵送」、および「郵便投票」という用語には、経費を節約し応答を頻繁にするために、電子メール(Eメール)およびインターネットテクノロジーの活用が含まれるものとする。

第22条 改正

第1節 — 改正の方法。 本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。その方式については、RI細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

第2節 — 第2条と第4条の改正。 定款の第2条(名称)および第4条(クラブの所在地域)は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、出席している全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。ただし、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員およびガバナーに郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、RI理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があつて初めてその改正は効力を発するものとする。ガバナーは、提出された改正案に関してRI理事会に意見を提供することができる。

第2590地区
Rotary
横浜緑ロータリークラブ



横浜緑ロータリークラブ クラブ細則

横浜緑ロータリークラブ・クラブ細則

第1条 理事および役員の選出

第1節 会長ノミニーおよび理事、役員の選出

年次総会の1ヶ月前の例会において、会長は会員（名誉会員は含まない、以下同様）に対して、会長ノミニー（次次年度会長）、幹事、会計、S. A. A. および5名の理事を指名し公示しなければならない。会長ノミニーは、指名委員会で指名されるものとする。その他の理事および役員は、会長エレクトにより指名されるものとする。但し、会長ノミニーおよび幹事の資格は、クラブ細則内規の規定を満たす会員とする。それらの理事および役員は、年次総会において、出席会員の過半数の承認を得なければならない。承認を受けた会長ノミニーは、その年次総会后、7月1日に始まる年度に、会長エレクトとして理事会のメンバーを務め、会長エレクトとして理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとし、会長を務めた年度直後の7月1日に始まる年度に、副会長として理事会のメンバーを務めるものとする。

第2節 欠員の補填

理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。また、理事エレクトまたは役員エレクトの地位に生じた欠員は、残りの被選理事および被選役員の決定によって補填すべきものとする。その際に理事及び役員の兼務も可能とする。

第2条 指名委員会

この委員会のメンバーは、会長、会長エレクトおよび直近のバスト会長3名による5名で構成する。

第3条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員11名より成る理事会とする。すなわち、5名の理事、役員である会長、副会長、会長エレクト、幹事、会計およびS. A. A. である。ただし、諸般の事情により、理事及び役員を兼務する会員が生じた場合はこの限りではない。

第4条 役員の任務

第1節 会長

会長は、本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うものとする。

第2節 会長エレクト

会長エレクトは、理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第3節 副会長

副会長は、会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うものとする。

第4節 幹事

幹事は、次の任務を行うものとする。

- ・ 会員記録の整理保管
- ・ 会合における出席の記録
- ・ クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作成し、これを保管
- ・ R I 事務総長に対して行うべき諸種の義務報告
- ・ ロータリアン誌の購読料を徴収し、これを R I に送金
- ・ その他、通常その職に付随する任務

第5節 会計

会計は、すべての資金を管理し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うものとする。その職を去るに当たっては、会計はその管理するすべての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第6節 S. A. A. (会場監督)

S. A. A. は、通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第5条 会合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月の第一例会に先立って開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の理事および役員の承認を行わなければならない。会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会の定足数とする。

第2節 例会

本クラブの毎週の例会は、水曜日 12 時 30 分に開催するものとする。但し、第 5 週は夜間移動例会とする。

例会に関するあらゆる変更または例会の取り消しはすべて、クラブの全会員にしかるべく通知されなければならない。本クラブの会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリー・クラブ定款第 9 条第 3 節（b）項の規定に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも 60 パーセント出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリー・クラブ定款第 9 条第 1 節の別段の規定によるものでなければならない。会員総数の 3 分の 1 をもって本クラブの例会の定足数とする。

第 3 節 理事会の開催

定例理事会は毎月第一例会日に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または理事会のメンバー 2 名以上の要求あるとき、会長によって招集されるものとする。但し、その場合然るべき予告が行われなければならない。理事会のメンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

第 6 条 入会金および会費

第 1 節 入会金

入会金は 10 万円とし、入会承認後すみやかに納入するものとする。

第 2 節 会費

会費は原則年額 30 万円とする。ただし、社会情勢の変化・諸般の事情等により、該当年度理事会が、当細則第 16 条に則り、変更できるものとする。

第 3 節 中途入会者の会費

その年度の中途入会者の会費は、月割りとする。

第 4 節 中途退会者の会費

その理由の如何にかかわらず返却しない。但し、当該年度の 12 月 31 日までに退会した者の内、年会費を一括納入した者については、半期分を返却する。

第 7 条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭による採決をもって処理されるものとする。

第8条 委員会

第1節 常任委員会

(a) 常任委員会は次の五委員会とする。

- ・クラブ奉仕委員会(旧・クラブ管理運営委員会)
- ・職業奉仕委員会
- ・社会奉仕委員会
- ・国際奉仕委員会
- ・青少年奉仕委員会

(b) クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会および青少年奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長を含め少なくとも3名以上で構成するものとする。

(c) 会長は、職権上、その資格において、委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。

(d) 各委員会は本細則によって定められた職務、および会長または理事会が定めた事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告し、その承認を得るまでは行動してはならない。

(e) 会長は、理事会の承認により、各委員会下部に設置された委員会をその年度に限り統合することを可能とする。

第2節 クラブ奉仕委員会

(a) 会長は、理事会の承認の下に、クラブ管理運営の中の特定分野を担当する各委員会を設置できるものとする。

- ・出席委員会
- ・職業分類委員会
- ・親睦活動委員会
- ・雑誌委員会
- ・クラブ会報委員会
- ・会員選考委員会
- ・会員増強委員会
- ・プログラム委員会
- ・ロータリー情報委員会

- ・広報委員会

- ・クラブ I T 委員会

(b) クラブ奉仕委員会委員長は、クラブ奉仕の諸活動全般にわたって責任をもち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

(c) クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕委員会委員長とクラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

第3節 職業奉仕委員会

(a) 会長は、理事会の承認の下に、職業奉仕の中の特定分野を担当する各委員会を設置できるものとする。

(b) 職業奉仕委員会委員長は、職業奉仕の諸活動全般にわたって責任をもち、かつ職業奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

第4節 社会奉仕委員会

(a) 会長は、理事会の承認の下に、社会奉仕の中の特定分野を担当する各委員会を設置できるものとする。

- ・人間尊重委員会

- ・地域発展委員会

- ・環境保全委員会

- ・協同奉仕委員会

(b) 社会奉仕委員会委員長は、社会奉仕の諸活動全般にわたって責任をもち、かつ社会奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

(c) 社会奉仕委員会は、社会奉仕委員会委員長と社会奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

第5節 国際奉仕委員会

(a) 会長は、理事会の承認の下に、国際奉仕の中の特定分野を担当する各委員会を設置できるものとする。

- ・世界社会奉仕委員会

- ・ロータリー財団委員会

- ・米山奨学委員会

- ・ポリオプラス委員会

(b) 国際奉仕委員会委員長は、国際奉仕の諸活動全般にわたって責任をもち、かつ国際奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

(c) 国際奉仕委員会は、国際奉仕委員会委員長と国際奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

第6節 青少年奉仕委員会

(a) 会長は、理事会の承認の下に、青少年奉仕の中の特定分野を担当する各委員会を設置できるものとする。

- ・インターアクト委員会
- ・ローターアクト委員会
- ・RYLA委員会

(b) 青少年奉仕委員会委員長は、青少年奉仕の諸活動全般にわたって責任をもち、かつ青少年奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

(c) 青少年奉仕委員会は、青少年奉仕委員会委員長と青少年奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

第9条 委員会の任務

第1節 クラブ奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、クラブ奉仕に関する事柄において、その諸責務を遂行するうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。クラブ奉仕委員会委員長は必要に応じて委員会を開催し、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

(a) 出席委員会

この委員会は、全会員があらゆるロータリーの会合（クラブ例会、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会等）に出席することを奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合には他クラブ例会への出席を奨励するものとする。全会員に出席規定の理解を求め、出席を良くするためのよりよい奨励策を講じ、出席不良の原因となる諸事情を確かめ、これを除去することに務めるものとする。

(b) 職業分類委員会

この委員会は、毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。

(c) 親睦活動委員会

この委員会は、会員間の親睦を増進するために、レクリエーションおよび社交的諸活動の企画立案を行い、全会員に積極的な参加を促すものとする。また、本クラブの一般目的の遂行上、会長または理事会が課する任務を果たすものとする。

(d) 雑誌委員会

この委員会は、ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起するために、次の任務を行うものとする。

- ・ 例会において毎月雑誌の簡単な紹介を行う
- ・ 新会員の教育に雑誌を利用することを奨励する
- ・ ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈する
- ・ ニュース資料と写真を雑誌編集者に送る
- ・ その他あらゆる方法によって、雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々にも役立てる

(e) クラブ会報委員会

この委員会は、クラブ週報の刊行によって、クラブ活動に関心を促し、出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告するものとする。また、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、さらに、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えることに務めなければならない。

(f) 会員選考委員会

この委員会は、会員に推薦された会員候補者を、その人格、職業上、および社会的地位並びに一般的な適格性を調査し、検討しなければならない。そして、その会員候補者に対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。

(g) 会員増強委員会

この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するためにロータリアンとしてふさわしい人物の氏名を理事会に推薦するよう、積極的に務めなければならない。

(h) プログラム委員会

この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。

(i) ロータリー情報委員会

この委員会は、入会予定者（会員候補者）にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供しなければならない。そして、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。

(j) 広報委員会

この委員会は、広く一般世間に、ロータリーとその歴史、綱領および規模に関する情報を提供するものとする。そして、本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案し、これを実施するものとする。

(k) クラブIT委員会

この委員会は、情報伝達の効率化を目的とし、クラブの情報通信の窓口として、会員の理解を積極的に進めるものとする。

第2節 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。職業奉仕委員会委員長は必要に応じて委員会を開催し、職業奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

第3節 社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その地域社会に対する諸責務を遂行するうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。社会奉仕委員会委員長は必要に応じて委員会を開催し、社会奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

(a) 人間尊重委員会

この委員会は、援助を必要とする人々に力を貸し、支援することによって、すべての人が生涯にわたり幸福に暮らせるよう務めなければならない。

(b) 地域発展委員会

この委員会は、地域とその諸施設の現状を改善することによって住みやすい場所を築くよう務めなければならない。

(c) 環境保全委員会

この委員会は、地域の環境の質を調査、改善するよう務めなければならない。

(d) 協同奉仕委員会

この委員会は、地域内のロータリー提唱の団体との関係を強化し、その奉仕活動に協力することに務めなければならない。

第4節 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。国際奉仕委員会委員長は必要に応じて委員会を開催し、国際奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

(a) 世界社会奉仕委員会

この委員会は、国際ロータリーが定めた一定の方式に従って、海外に向かっての社会奉仕活動を行うものとする。

(b) ロータリー財団委員会

この委員会は、国際レベルの人道的、教育的プログラムを通じて、世界理解と平和を達成するために、ロータリー財団の活動に協力するものとする。

(c) 米山奨学委員会

この委員会は、勉学・研究を志して日本に留学している外国人に対し、国際理解と親善を深めるための援助を行うために、米山奨学会の活動に協力するものとする。

(d) ポリオプラス委員会

この委員会は、2005年までに地球上からポリオを撲滅する、ロータリーの大規模な国際レベルの人道的事業で、ポリオプラス活動をスポンサーすることに、協力するものとする。

第5節 青少年奉仕委員会

この委員会は、次世代の主役である青少年に対しての理解を深め、健全な育成を目指して行くものとする。会員は、まず己を慎んで、青少年指導の資格を養い、直接青少年と接し、共に活動することに務めなければならない。

(a) インターアクト委員会

この委員会は、学校、地域社会への奉仕、国際理解を推進する活動、親睦活動の3つの軸に基づき、その支援活動に会員の理解と協力を得ることに務めなければならない。

(b) ローターアクト委員会

この委員会は、18歳から30歳までの青年男女が個々の能力の開発にあたって役立つ知識や

能力を高め、それぞれの地域社会における物質的あるいは社会的ニーズに取り組み、親睦と奉仕活動を通じて、全世界の人々の間に、より良い信頼関係を推進するための機会を提供することに務めなければならない。

(c) R Y L A委員会

この委員会は、地区内の若い人々と会員が参加する地区プロジェクトを通し、若い人々の指導者および善良な市民としての資質を伸ばすことに務めなければならない。

第10条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会を免除される。

第11条 財務

第1節

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定された銀行に預金しなければならない。

第2節

R Iに対する人頭分担金、雑誌購読料、地区資金、地区事業費、地区分担金の支払いは、それぞれの期日に本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第3節

第2節に記載された支払い以外の勘定書は、会計と幹事の2名の署名する伝票に基づき支払われるものとする。本クラブのすべての会計事務については、毎年1回公認会計士または他の有資格者、あるいは副会長によって全面的な監査が行われなければならない。

第4節

第3節に記載された支払いは、月末に締め、翌月の第二例会日までに行われるものとする。

第5節

本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。

第6節

各会計年度の初めに会計はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各費目ごとに支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段

の指示がなされた場合はこの限りではない。

第12条 入会手続き方法

第1節

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されても良い。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

第2節

理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節

理事会は、推薦状の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

第4節

理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、幹事はロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会長は会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節

被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、被推薦者は当クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、会長は7日以内に理事会を招集し、その理事会会合において、この件について審議を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は当クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節

以上の手続きを経た後に、会長は当該会員の入会式を行い、幹事は当該会員に対して会員証を発行し、新会員をRIに報告しなければならない。ロータリー情報委員会は入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、会長は当該会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を1名指名す

るものとする。

第13条 名誉会員推薦手続き方法

第1節

推薦基準は、次の通りとし、被推薦者はその基準をすべて満たした人とする。

- (a) ロータリー奉仕活動に多大なる貢献をした人で、パスト会長またはそれに準ずる人
- (b) ロータリー歴15年以上
- (c) 推薦者7名以上

第2節

本クラブの会員によって推薦された名誉会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。

第3節

理事会は、その被推薦者が名誉会員の資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第4節

理事会の被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、被推薦者は名誉会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、会長は7日以内に理事会を招集し、その理事会会合において、この件について審議を行い、承認または不承認を決定する。異議の申し立てがあったにもかかわらず、承認された場合は、被推薦者は当クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第5節

例会の食事代とクラブ催事に参加する場合の費用は、自己負担とする。

第14条 決議および審議

本クラブに関する決議または提案等は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もし、かかる決議または提案等がクラブの会合でなされたらば、その場で審議することなく理事会に委ねなければならない。

第15条 議事の順序

開会宣言

来訪ロータリアンの紹介

来信および告示事項

委員会報告

審議未終了議事

新規議事

スピーチその他のプログラム

閉会宣言

第16条 改定

本細則は、定足数を満たす例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改定することができる。但し、かかる改定案の予定は、当該例会の少なくとも10日前に各会員に通知されていなければならない。クラブ定款およびR Iの定款、細則に抵触するような改定または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

付則

改定履歴

- ・ 2007(平成 19)年 6 月 6 日 改定
- ・ 2008(平成 20)年 4 月 23 日 改定
- ・ 2010(平成 22)年 10 月 27 日 改定
- ・ 2013(平成 25)年 7 月 24 日 改定
- ・ 2015(平成 27)年 6 月 24 日 改定
- ・ 2015(平成 27)年 8 月 5 日 改定

横浜緑ロータリークラブ・クラブ細則内規

第1条 役員の指名基準

第1節 会長ノミニー

会長ノミニーの指名基準は、原則として、幹事経験者とする。但し、指名委員会の全員の推薦があれば、この限りではない。

第2節 幹事

幹事の指名基準は、次の役職のうち、3つ以上の役職を経験した者とする。

常任委員会委員長

親睦活動委員会委員長

S. A. A.

会計

但し、会長エレクトが理事会に上申を行い、承認を得た場合はこの限りではない。

付則

改定履歴

- ・ 2007(平成 19)年 6 月 6 日 改定
- ・ 2008(平成 20)年 4 月 23 日 改定

横浜緑ロータリークラブ・慶弔規程

（ 目的 ）

第1条 この規程は本クラブが会員に対する慶事、弔事傷病又は、被災に付いて慶弔見舞を行う際に適用する。

（ 慶事 ）

第2条 1. 会員が結婚する場合は祝電及び3万円の祝金を贈呈する。
2. 会員の子供が結婚する場合1万円の祝金を贈呈する。
3. 会員が公に表彰を受け又は特別の榮譽を浴し理事会が相当と認めた時は2万円程度の記念品を贈って慶祝する。会員の子供が結婚する場合1万円の祝金を贈呈する。

（ 弔事 ）

第3条 会員及び家族が死亡したとき。
1. 会員が死亡した時は花輪、弔辞と共に5万円の弔慰金を献上する。
2. 会員の配偶者が死亡した時は花輪と2万円の弔慰金を献上する。
3. 会員の家族(一親等の尊属又は生計を共にする一親等の卑属)が死亡した時は1万円の弔慰金を献上する。
4. 当クラブに対し特別の功労があったと認められる人については理事会の議を経て、花輪と弔慰金を献上する。

（ 傷病 ）

第4条 会員が傷病により30日以上入院、加療した場合はクラブより2万円の見舞金を贈呈する。

（ 被災 ）

第5条 会員の事業所又は住居等が火災、水害又は不慮の災害等により損害を受けた場合、3万円の見舞金を贈呈する。但し、天災地変の場合は除く。

（ 通知義務 ）

第6条 会員は本規程の適用を必要とする事態が発生した場合、速やかにクラブに通知する。

（ その他 ）

第7条 1. 本規程適用範囲の認定其の他、この規程に定めない事項は理事会の議を経て決定する。但し緊急を要する場合、会長、幹事の専決により執行し理事会に報告承認を求める。
2. 本規程により祝金、祝品及び弔慰金、見舞金を受けた会員は其の返礼はしない事にする。

付則

改定履歴

- ・ 1994(平成 6)年 7 月 1 日 改定



ロータリーは世界をつなぐ

District 2590
Rotary
YOKOHAMA-MIDORI



50th
Anniv